

教員免許状更新講習 Q&A

令和3年4月

講習実施について

Q：令和3年度の講習内容、実施について。

A：現在、本学ホームページにて掲載しております内容で実施を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、状況が変わる可能性があります。

※随時ホームページを更新いたしますので、定期的にご確認ください。

受講資格について

Q：すでに免許状更新期限が切れています。受講できますか？

Q：現在、教員として勤務していないのですが、講習を受けることはできますか？

A：「受講対象者である証明」（申込書3枚目）があれば受講いただけます。対象者は教員、採用内定者、教員経験者、臨時任用（または非常勤）教員リスト登録者（いわゆる講師登録者）となります。（以下参照ください。）

| 受講対象者の区分 | |
|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育職員・ 教育の職 | 教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師）（免許法第9条の3Ⅲ①） |
| | 校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員（免許状更新講習規則第9条Ⅰ①） |
| | 指導主事、社会教育主事その他教育委員会の事務局（地教行法第23条第1項の条例の定めるところによりその長が同項第1号に掲げる事務を管理し、執行することとされた地方公共団体の当該事務を分掌する内部部局を含む。）において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ②） |
| | 国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ③） |
| | その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ④） |
| 教員採用内 定者・ 教員採用内 定者に準ず る者 | 教員採用内定者（免許法第9条の3Ⅲ②） |
| | 教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条Ⅱ①） |
| | 認定こども園及び認可保育所の保育士 （免許状更新講習規則第9条Ⅱ②） |
| | 幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士 （免許状更新講習規則第9条Ⅱ②） |
| 教育職員となることを見込まれる者（臨時任用リスト登載者等） （免許状更新講習規則第9条Ⅱ③） | |

お申込みについて

Q：パソコンが無く、「受講申込書」等提出書類をダウンロードできません。

A：お電話にてご一報いただき、返信用封筒（140円切手貼付）をお送りいただきましたら、印刷したものをお送りいたします。

Q：提出書類を持参しても良いですか？

A：書類の提出は、**郵送のみ**の受け付けとなります。

Q：定員超過の場合の選出方法は？

A：先着順となります。

Q：キャンセル待ちはできますか？

A：キャンセル待ちはお受けしておりません。

Q：申し込みをキャンセルしたいのですが。

A：お電話にてご一報ください。お申込書類一式の返却は致しかねますが、責任をもって破棄させていただきます。

Q：卒業生ではありませんが、受講できますか？

A：今年度は本学卒業生のみ対象とさせていただきます。

Q：一部を他の大学で受けても大丈夫ですか？

A：複数の会場での受講は可能です。それぞれに発行される履修証明書をもって免許更新することができます。

受講料について

Q：受講料はいくらですか？ 支払方法は？

A：1 講習 6,000 円となります。講習当日受付にて証紙を購入していただきます。

受講について

Q：自家用車での入構はできますか？

A：原則は公共交通機関でお越しいただきますが、状況に応じて駐車場を開放いたします。

Q：座席は指定ですか？

A：出席管理の面から、座席は指定とさせていただきますが、ご都合のある方は申し込みの際、「受講申込書」へのご記入または、ご連絡をお願いします。

※講義直前、講義中の体調不良などによる座席の移動は、講師へお申し出ください。

受講後について

Q：履修証明書はいつごろ送られてきますか？

A：受講後 2 ヶ月以内に送付いたします。なお、発送状況はホームページに随時掲載いたします。

Q：履修証明書が送られてきた後の、教員免許状の更新手続きはどのようにしたら良いですか？

A：免許状更新手続き全般については、各都道府県教育委員会へお問い合わせください。

その他

※以下につきましては、文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 Web サイトにてご確認ください。

- 受講対象者について
- 有効期間（修了確認期限）について
- 免許状更新講習の受講について
- 有効期間の延長（修了確認期限の延期）について
- 免許状更新講習の免除について
- 有効期間の更新（免許状更新講習の修了確認）について
- 失効・再授与について
- 採用・失職について

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/1315348.htm

●新免許状所持者（平成 21 年 4 月以降に初めて免許状を授与された方）と旧免許状所持者（平成 21 年 3 月 31 日以前に免許状を授与された方）、<ケース別>更新手続きの流れについて

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/002/index.htm